

2018年（平成30年）2月9日

各位

大阪弁護士会

会長 小原正敏

「ジャパンライフ被害者説明会」の実施について（ご案内）

ジャパンライフ株式会社（以下「ジャパンライフ社」といいます。）は、消費者に販売した家庭用永久磁石磁気治療器などを、3か月以上の期間にわたり消費者から預かり、契約期間が満了した際には消費者に当該商品を返還するか、同社が本件商品を消費者が購入した金額で買い取ることとし、契約期間中、預かることに対応した財産上の利益として、同社が当該商品をレンタルした第三者（レンタルユーザー）から受領したレンタル料と同等の金額等を前記消費者に供与することを約し、消費者がこれに応じて本件特定商品を同社に預けることを約する預託等取引契約を締結する、いわゆる「レンタルオーナー商法」を行っていました。また、消費者に対し、同社の会員となって同社の商品の販売をあっせんして別の消費者を会員にさせれば資格別ボーナス（特定利益）が得られると勧誘し、商品を購入させる連鎖販売取引も行っていました。

しかし、ジャパンライフ社は、平成28年12月以降、消費者庁より業務停止命令等4回の行政処分を受け、平成29年12月26日には銀行取引停止処分も受けました。もっとも、ジャパンライフ社は、全国で顧客向け説明会を実施し、「物品販売だけを行う別会社を設立し、その利益で皆様に返金していく。」などと説明し、更に物品購入を求めるなどしています。

当会において、平成30年1月15日にジャパンライフ被害電話相談を実施したところ、大阪府下及び近隣より合計26件の相談が寄せられました。また、個別の弁護士のところにも断続的に相談が寄せられています。

ジャパンライフによる説明会の内容からすれば、更なる被害拡大のおそれもあることから、かかる被害拡大を防止するとともに、被害の実情についての現状報告や今後の手続について情報提供をする必要があることから、下記のとおり被害者説明会を実施することになりました。

記

(1) 実施日時

平成30年2月14日（水）午後3時から午後4時

(2) 場 所

大阪弁護士会館12階1205会議室

(3) 説明担当者

当会消費者保護委員会 委員

(4) 問い合わせ先

当会委員会部人権課 消費者保護委員会担当事務局

（TEL 06-6364-1227）

以上